

3 その他

(題名関係)

Q 条例の題名(「県民の生活環境の保全等に関する条例」)の意味は何か。

A 新条例は、県・事業者・県民の責務(公害の防止のみではなく、環境負荷の低減、その他生活環境の保全に関するもの)、公害防止の規制、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項などを定めることによって、県民の健康保護と県民の生活環境を保全することを目的としています。

このように条例の目的が、県民の健康保護と県民の生活環境の保全にあることから、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が条例の題名となっています。

(適用除外 条例第105条・規則第95条関係)

Q 名古屋市も公害防止条例を改正して、新しい条例を制定したとのことだが、名古屋市においては、県の条例と市の条例の両条例が適用されるのか。

A 市町村の条例と県条例が重なる場合については、両条例を適用させる必要はありません。県条例の第105条では、市町村の条例の規定が県条例と同等以上の効果を期待できる場合には、規則で定めることによって、その市町村の区域に対する県条例の規定の適用を除外する旨を定めています。

名古屋市も、公害防止条例を改正して、新しい条例を制定しています。そこで、規則の第95条で名古屋市における本県の条例の規定の一部の適用除外を定めています。

具体的には、騒音・振動関係の規制、土壌・地下水の汚染の防止に関する規制、化学物質の適正な管理に関する事項、地球温暖化の防止及び自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に関する事項(一部を除きます。)、地下水の採取に関する規制、調査請求制度などの規定について適用除外をしています。

(市町村への事務移譲・愛知県事務処理特例条例関係)

Q 条例の一部の規定について、県ではなく市町村が窓口であると聞いたが。どのようになっているのか。

A 条例の事務の一部については、愛知県事務処理特例条例によって市町村に移譲しています。従って、条例の一部の規定について、県ではなく市町村が窓口となります。

具体的には、条例の事務のうち、騒音・振動関係の規制、屋外燃焼行為に関する規制、調査請求制度に係るものについては名古屋市を除く各市町村へ、地下水採取に関する規制の一部に係るものは豊橋・岡崎・豊田市へ、土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制に係るものは豊橋・岡崎・豊田・一宮・春日井市へ移譲しています。